

# 監事監査報告書

令和4年5月11日

学校法人 埼玉医科大学  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 埼玉医科大学

監事

香西敏男 

監事

三和彦 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人埼玉医科大学寄附行為第14条の規程に基づき学校法人埼玉医科大学の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査を行った。

私たちは、監査を実施するにあたり「学校法人埼玉医科大学 監事監査規程」に準拠した。「学校法人埼玉医科大学 監事監査規程」は、監査において、内部統制の状況及びその有効性に留意し、本学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について適正かつ効率的な運営が行われているかについて判断を行うとともに、重大な不正等の事実がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。

私たちの監査は、理事会及び評議員会に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し計算書類について検討を行うなど必要と思われる監査手続を実施することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上